



宮崎税務会計事務所

熊本市中央区新大江 1 丁目 1 5 番 4 号

TEL 096-366-2231

FAX 096-366-2236

Email : t-miyazaki@tax1988.jp

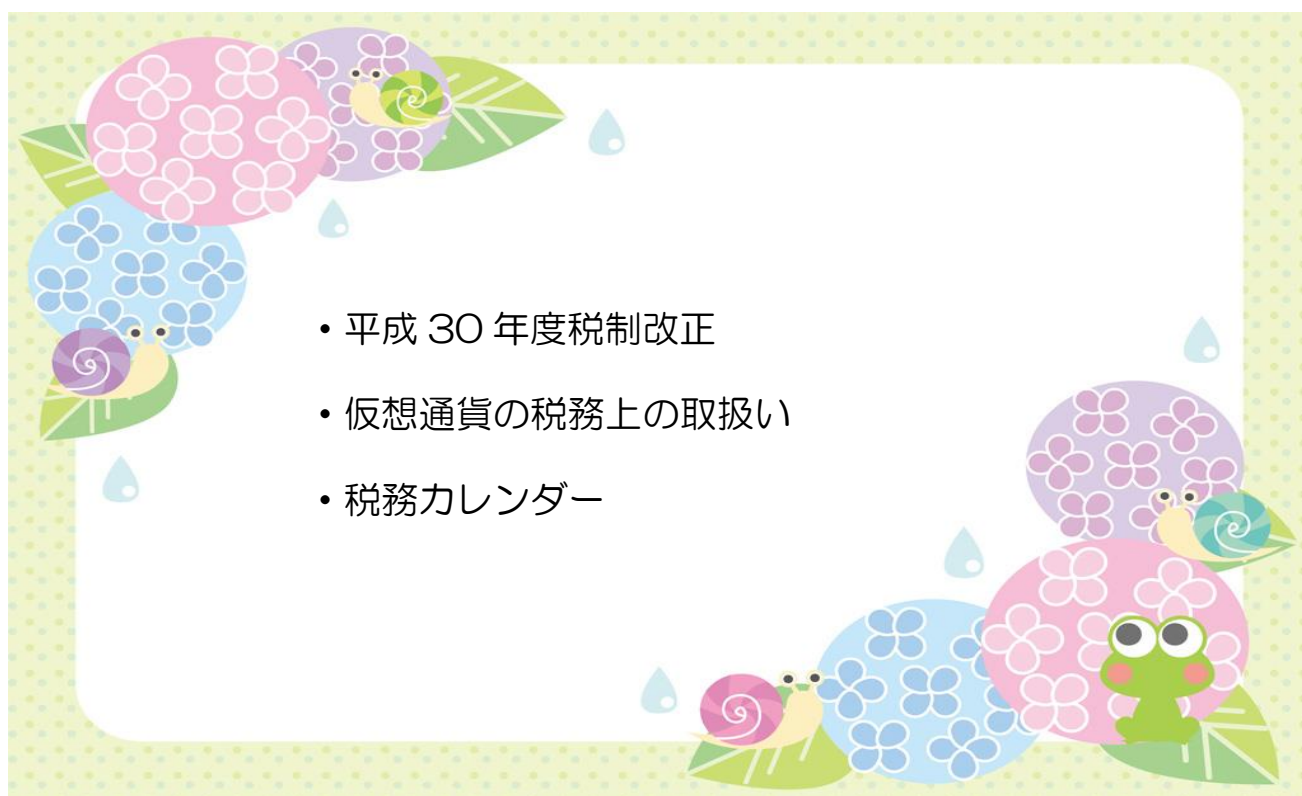
H P : <http://www.miyazaki-zeimu.com>

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

今年も早いもので、梅雨の季節がやって参りました。平年より 8 日早く、昨年より 23 日も早い梅雨入りとなりました。熊本は雨量が多く、大雨や集中豪雨が発生しやすいので、特に被害が出ることなく梅雨明けすることを願うばかりです。

さて、今回の TM 情報では、平成 30 年度税制改正とビットコインなどの仮想通貨について取り上げております。ぜひご一読ください。

敬具



平成 30 年度税制改正

今回の税制改正におけるポイントを個人所得税と法人課税、資産課税の 3 つを紹介していきます。

I 個人所得税

①給与所得控除の引き下げ

控除額を一律 10 万円引き下げるとともに、控除額の上限が 195 万円(改正前上限 220 万円)に引き下げられ、その対象となる給与収入が 850 万円超(改正前 1000 万円超)にまで下げられます。
ただし、基礎控除額が一律 10 万円引き上げられるので、子育て・介護世帯には負担増はありません。

☆ポイント☆

子育て・介護世帯 ⇒ 負担増なし
子育て・介護世帯以外 ⇒ 850 万円超から徐々に負担増

②公的年金等控除の引き下げ

控除額を一律 10 万円引き下げるとともに、公的年金等の収入が 1000 万円を超える場合、控除額 195 万 5 千円の上限が設けられ、年金以外の収入が 1000 万円を超えると控除額がさらにさげられます。

③基礎控除の引き上げ

控除額が一律 10 万円引き上げられる一方で、合計所得金額が 2400 万円を超える個人については、控除額が逡減し、2500 万円を超える個人については適用できなくなります。個人住民税も同様です。

	控除額			
	改正前		改正後	
合計所得金額	所得税	住民税	所得税	住民税
2400万円以下	38万円	33万円	48万円	43万円
2400万円超～ 2450万円以下	38万円	33万円	32万円	29万円
2450万円超～ 2500万円以下	38万円	33万円	16万円	15万円
2500万円超～	38万円	33万円	0円	0円



※平成 32 年(2020 年)分以後の所得税、平成 33 年度(2021 年度)分以後の個人住民税に適用されます。

④青色申告特別控除の見直し

個人事業者の青色申告特別控除の額が現行の 65 万円から 55 万円に引き下げられます。一方で、税務手続きの電子化を進める点から現行の 65 万控除の要件に加えて「電子帳簿保存」又は「電子申告」すれば、現行と同じ 65 万円控除となります。

記載要件	青色申告	基礎控除	合計
現行要件(正規の簿記) +電子帳簿保存又は、 e-Taxによる電子申告	65万円	48万円	113万円
現行要件(正規の簿記)	55万円	48万円	103万円
簡易な記帳	10万円	48万円	58万円

※平成 32 年（2020 年）分以後の適用となります。



II 法人課税

・所得拡大促進税制の拡充

平成 30 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度において、中小企業者等は平均給与等支給額が前年度の 1.5%以上の賃上げをした場合、給与等支給増加額の 15%の税額控除を受けることができます。また、一定の要件をクリアするとき、控除額は 25%になります。

現行制度

要件①
給与等支給総額が平成 24 年度
比で 3%以上増加

要件②
給与等支給総額が前年度以上

要件③
平均給与等支給額が前年度を
上回る

税額控除

給与等支給総額の前年度増加
額の 10～22%の控除

改正概要

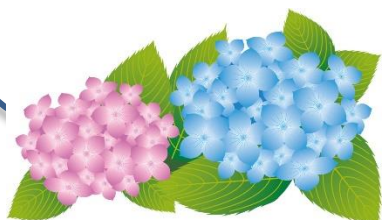
⇒ 要件①
給与等支給総額が前年度以上
※平成 24 年度との比較要件撤廃

⇒ 要件②
平均給与等支給総額が前年度比で

⇒ 1.5%以上増加

⇒ (通常) 給与等支給総額の前年度増加
額の 15%控除

(上乗せ) 一定の要件を満たす
場合は 25%控除



Ⅲ 資産課税

事業承継税制の特例の創設



1. 特例の概要

事業承継を行う際に自社株式（非上場株式）に係る贈与税・相続税の100%を納税猶予する新たな事業承継税制（納税猶予制度）が創設されました。

2018年4月1日から2023年3月31日までの間に※特例承継計画を都道府県に提出し、経営承継円滑化法12条1項の認定を受けた特例認定承継会社の非上場株式が対象となり、2018年1月1日から2027年12月31日までの10年間の間に贈与や相続等により取得する財産に係る贈与税や相続税に適用されます。

2. 改正（特例）の内容

① 全株式退場及び納税猶予割合 100%

事業承継税制の対象となる承継会社の株式数の上限が撤廃され、全株式が適用可能となりました。相続税の納税猶予割合も現行の約53%から100%に拡充され、税金の負担を気にすることなく事業承継できるようになります。

② 雇用確保要件の実質的撤廃

事業承継税制には事業承継後5年間平均で承継当時の雇用の8割以上を維持できなければ、納税猶予は打ち切られるとする要件がありました。本特例ではこの要件を満たさずとも猶予された税額を納付しなくても継続できるようになりました。ただし雇用の8割以上が維持できない場合には、その理由を記載した書類を都道府県に提出することが条件になります。

③ 後継者は3人まで対象を広げることが可能に

特例の後継者は、当該特例承継計画に記載された会社の代表権を有する後継者で、かつ同族関係者と合わせて総議決権数の過半数を有する者に限られます。当該特例承継計画に当該後継者を2、3名以上と記載していれば、当該議決権数のそれぞれ上位2名あるいは3名の者まで広げることが可能になります。

④ 先代経営者以外からの贈与も OK

特例後継者が特例認定承継会社の代表者以外の者から贈与等により取得する特例認定承継会社の非上場株式についても、特例承継期間である5年以内に当該贈与等に係る申告書の提出期限が到来するものに限り、特例の対象となります。

※特例承継計画とは？

認定経営革新等支援機関の指導や助言を受けた特例認定承継会社が作成した計画であって、その事業承継会社の後継者や事業承継時までの経営見通し等が記載された計画のこと。



仮想通貨の税務上の取扱い



仮想通貨とは、インターネットを通じて不特定多数の間で物品やサービスの対価に使用でき、円やドル・ユーロ・人民元などの通貨と交換できます。仮想通貨の種類は600種類以上あるといわれ、ここ数年で大きな話題となり、2016年から2017年にかけて利用者が急激に増加しました。

・仮想通貨 NEM の流出事件

取引所運営者のコインチェックが今年1月、外部からのハッキングを受けて日本円にして約580億円以上が流出。NEM保有者約26万人に対して自己資産から捻出して不正流出相当額を日本円で返金するとしました。この仮想通貨に代えて支払われる補償金の税務上の取扱いが、**非課税の損害賠償金になるのか雑所得となるのか**が注目されていました。

国税庁は4月16日、「仮想通貨交換業者からの仮想通貨に代えて金銭の補償を受けた場合」の取扱いを同庁ホームページのタックスアンサーに追加。それによると、仮想通貨業者から受け取った補償金は、非課税となる損害賠償金には該当せず、**雑所得として課税の対象になる**ことが明らかになりました。

一般的に損害賠償金として支払われる金銭であっても、本来所得となるべきもの又は得られたであろう利益を喪失した場合に、これが賠償される時は非課税とはならない、ということになります。

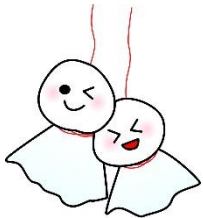
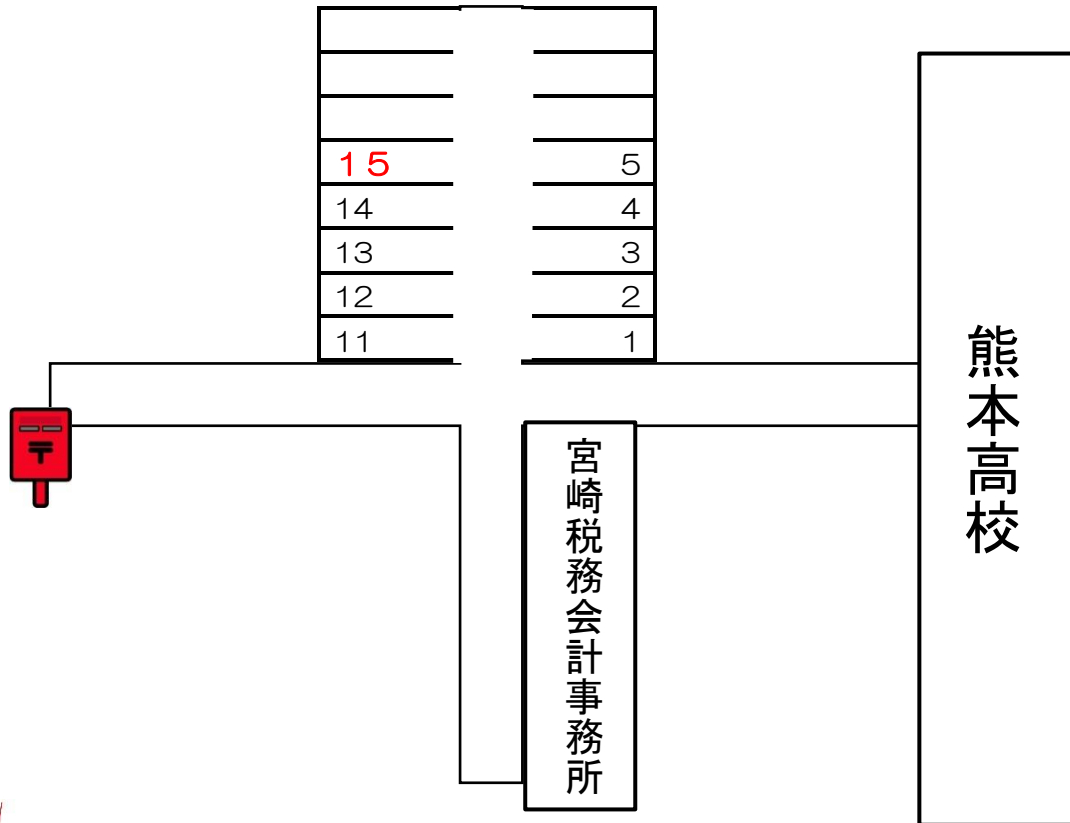
ちなみに・・・

- ・仮想通貨を売却または使用により生じる経済的利益については、事業所得等の場合を除き、原則として**雑所得**に区分され、**所得税の確定申告が必要**
- ・**消費税**については、平成29年度税制改正により、その取引に係る消費税が**非課税**

法整備なども徐々に整いつつあり、今後は大手企業の参入も十分予想されるなか、仮想通貨というものが私たちの身近なものになりつつあります。ただ、まだまだ仮想通貨に関しては予想外のことも多いです。今後も仮想通貨に関する法律は改善に改善を重ねられていくことでしょう。



来所される方の駐車場につきましては、事務所前の 15番の駐車場をご利用ください。



税務カレンダー



6月	7月	8月
5月分源泉所得税・住民税の納付 4月決算法人の確定申告 10月決算法人の中間申告	6月分源泉所得税・住民税の納付 5月決算法人の確定申告 11月決算法人の中間申告 源泉所得税の特例者の納期限 (1月～6月分) 固定資産税の納付 (第2期分) 所得税の予定納税額の納付 (第1期分)	7月分源泉所得税・住民税の納付 6月決算法人の確定申告 12月決算法人の中間申告 個人事業税の納付 (第1期分) 個人事業者の消費税 中間申告